

「国民年金保険料免除制度」について

国民年金の保険料は、月額17,510円(令和7年度)です。

20歳から満60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などが、原則10年(120月)あることが必要です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

この制度は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に、「全額免除」や「一部納付(一部免除)」が承認されます。

これらの保険料免除期間(一部納付を含む)は、年金受給に必要な期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、3年目からは加算額がつきます。



◆免除などの申請期間

免除申請を希望する場合は、年金事務所や役場国民年金担当窓口で、基礎年金番号通知書または年金手帳をお持ちになり、手続きをしてください。

令和7年度の免除などの受付は7月1日(火)から開始され、7月～令和8年6月までの期間を対象として審査します。なお、申請は原則として毎年度必要です。

◆退職(失業)による「特例免除制度」

退職(失業)した年度および翌年度に限り、「特例免除制度」を利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、本人・配偶者・世帯主の所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関の証明書の写しが必要です。

◆若年者納付猶予制度

50歳未満の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

この場合、世帯主の所得は審査の対象外となり、本人・配偶者の前年の所得で審査することになります。

◆学生納付特例制度

学生の場合は、一般の免除申請はできず、「学生納付特例」の申請となります。在学証明もしくは学生証(両面の写し)の添付が必要です。

免除の対象期間は、申請日が1月～4月の場合は、前年の4月からその年の3月までの期間となり、4月以降の場合は、その年の4月から翌年3月までとなります(4月は両期間申請が可能)。

また、平成26年4月から、(申請時点より)過去2年1カ月分の免除申請ができるようになりました。詳しくは、役場国民年金担当窓口または、年金事務所へお問い合わせください。

